

資料6

令和元年度第1回福島県国民健康保険運営協議会

令和2年度国保事業費納付金等の算定方法について

令和元年9月2日

福島県国民健康保険課

【暫定措置について】

1. 平成30年度の事務レベルWGでのとりまとめにおいて、「予算額は徐々に減少させる」としていることを前提としつつ、都道府県アンケートの結果や事務レベルWGのご議論、激変緩和における重要性を踏まえ、令和2年度の予算額は200億程度(対前年比▲50億程度)とする。
2. この50億程度の減額相当額については、普通調整交付金の拡充に振り替えることとする。

(参考) 平成29年度の事務レベルWGのとりまとめ 抜粋

予算額は徐々に減少させるものとする。減少相当額の取扱いは、政令上、普調と特調の配分について7：2が原則とされていることも踏まえつつ、改革の円滑な施行の観点も含め検討。

- ・ 普調 【400億程度 (+50億程度)】
- ・ 暫定措置 【200億程度 (▲50億程度)】
- ・ 特調 (都道府県分) 【100億程度】
- ・ 特調 (市町村分) 【100億程度】

財政調整機能強化の総額
(800億程度)は将来に
わたり維持

3. 配分方法については令和元年度と同様に、各都道府県の被保険者数に応じて配分を行うものとする。

【特別調整交付金について】

- 都道府県分、市町村分ともに、拡充分も含め、令和元年度のメニューを原則として維持するものとする。

- ※ 具体的な交付方法等については、調整交付金全体の予算等を踏まえた修正があり得る
- ※ 平成30年度及び令和元年度に例外的にメニュー化した「追加激変緩和」について、令和2年度も一定額を確保する
- ※ 6条1号ヲ6(2)については、経過措置であることを踏まえた所要の見直しを行う

2020年度の公費について（拡充分の全体像）

2020年度の公費の在り方について
とりまとめ
2019年7月26日
国保基盤強化協議会事務レベルWG

○財政調整機能の強化

（財政調整交付金の実質的増額）

【800億円程度】

<普調> 【350400億円程度】

<暫定措置（都道府県分）> 【250200億円程度】

※制度施行時の激変緩和に活用

<特調（都道府県分）> 【100億円程度】

・子どもの被保険者【100億円程度】

<特調（市町村分）> 【100億円程度】

・精神疾患【70億円程度】、非自発的失業【30億円程度】

○保険者努力支援制度

・医療費の適正化に向けた
取組等に対する支援

【800億円程度】

<都道府県分> 【500億円程度】

- ・医療費適正化の取組状況（都道府県平均）【200億円程度】
- ・医療費水準に着目した評価【150億円程度】
- ・各都道府県の医療費適正化等に関する取組の実施状況【150億円程度】

<市町村分> 【000億円程度】

※別途、特調より追加

合計500億円
程度

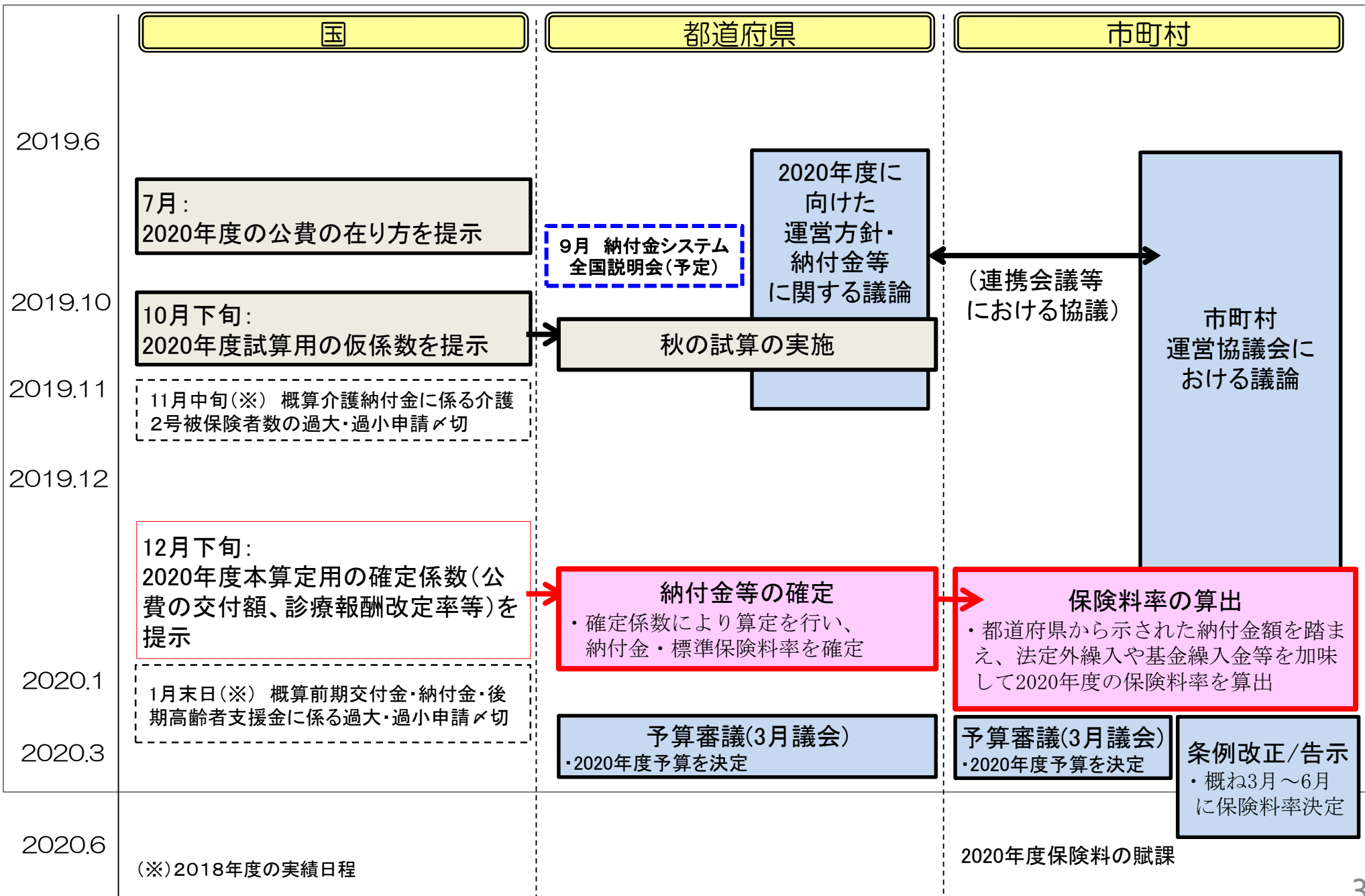
合計
1,000億円の
インセンティブ
制度

※個々の項目の詳細な予算額は、予算編成過程において検討するが、総額は2019年度と同規模（合計約1700億円）を維持する

※特別高額医療費共同事業への国庫補助を拡充し、60億円を確保

※2021年度以降の公費の在り方については、施行状況を踏まえ、地方団体と十分に協議を行った上で決定するものとする

2020年度(令和2年度)納付金等の算定スケジュール【予定】



令和2年度の納付金の算定方法の基本的な考え方

○令和元年度の算定方法を基本とし、シミュレーション・検討を行っていく。

○次の点に留意する。

- ・平成30年度国保事業費納付金算定時に用いた推計結果と実績値を比較・検証し、団塊の世代の動勢に留意した診療費や被保険者数の推計方法を検討する。
- ・著しく高額な医療費が、小規模市町村の国保事業費納付金に与えるリスクを分散させる方法（共同負担）を検討する。
- ・2年前の前期高齢者交付金・後期高齢者支援金・介護納付金の精算が、これまで市町村個別であったものが、令和2年度国保事業費納付金からは県全体での精算となるため、国保事業費納付金や激変緩和所要額が大幅に増減する可能性がある。



国保新制度の定着に向けて適切な算定方法を検討する。